

資料 37

2025(令和 7)年 12 月 13 日

一般社団法人くまむら山村活性化協会
理事および関係者の皆様
球磨村村議会 調査特別委員会の皆様
関係者の皆様

一般社団法人くまむら山村活性化協会
顧問 鈴木 康夫

法人元従業員と球磨村長の人吉地裁での調停結果について
(議会での労働局調停合意書の開示問題に関する和解調停について)

本年 12 月 4 日に人吉地裁において、法人元従業員と球磨村長の代理人との間での 4 回目の調停が行われ、表記の問題について以下のように和解が成立しました。ところが、和解の内容を 12 月定例議会において村長は事実とは異なる発言をしていたことが判明いたしました。ここに、元従業員から知らされた事実関係をお知らせします。来週中にも元従業員は裁判所に異議申し立てに出向くとともに、以下の内容で、村長へは抗議書、議会特別委員会へは報告書が届けられます。

記

- 調停は、議会での労働局ハラスメント調停合意書の開示に関してのみ行われました。和解の条件は、村長自筆による謝罪文の送付、和解金の振り込みとともに本年 12 月 30 日までになすことでした。
- ところが、12 月定例議会において村長は「調停においてパワハラ問題の和解が成立した」旨の誤った発言をしています。
- 裁判所の調停官および村長の代理人とは「合意書の開示に限った和解であって、パワハラ被害および労働局調停での約束事の不履行に関する和解ではない。」と確認し和解している。
- 村長からの謝罪文の送付や和解金の支払いがない状態で(和解が正式に履行する以前に)、村長自らがフライングし議会において誤った発言をし、再び和解を不履行にしてしまう結果になった。
- 今回は、村長から謝罪して和解したいとの申し出により調停に応じたが、議会での開示当日から今日まで(調停中においても)、村長は口頭での文書でも一切謝罪はしておらず不誠実な対応を続けている。

以上